

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失するおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

【蕨市】

住居確保給付金とは

離職または自営業の廃止、あるいは、やむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況になったことにより、経済的に困窮し、自らが居住する住居を喪失した方または喪失するおそれのある方を対象として家賃相当分の給付金を支給するとともに、蕨市生活自立相談支援センターによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○支給額：下記表を上限として、家賃の実費分（管理費、共益費等を除く）を支給
ただし、世帯に収入があり、収入が一定額以上の場合は、収入に応じて調整された額を支給

上限額	(単身世帯)	47,700円
	(2人世帯)	57,000円
	(3～5人世帯)	62,000円

(注) 世帯に収入があり、収入の合計が基準額※以上の場合は一部支給になります。

※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の総支給額（交通費は除く）が算定対象

支給額＝（基準額※＋家賃の実額）－（申請月の世帯の収入合計額）

※基準額は、世帯の人数に応じ、次の表のとおり

世帯人数	基準額
1人	84,000円
2人	130,000円
3人	172,000円
4人	214,000円
5人	255,000円

(例) 単身世帯で家賃が50,000円、収入が100,000円の方の場合

【基準額】 【家賃実額】 【収入額】 【支給額】
(84,000+50,000円)－100,000円＝ 34,000円

○支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

○支給方法：大家、不動産業者等へ代理納付（直接、受給者には支給しません）

※家賃をクレジットカード払いとしている方にも支給可能です。

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑤のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 蕨市内の賃貸住宅（店舗・事務所専用物件は対象外）に居住し、蕨市に住民登録があること。
- ② 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること。
- ③ イ) 申請日において、離職等の日から2年以内であること。ただし、疾病、負傷、育児など、やむを得ない事情により30日以上求職活動を行うことが困難であった場合、その日数を2年に加算した期間（上限4年）とする。
又は
 ロ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
※離職された方は雇用保険の受給資格を確認していただき、受給資格がある方はハローワークで受給手続きを行ってください。
- ④ イ) 離職等の日において、主たる生計維持者であったこと。
 ロ) 申請日の属する月において、世帯の生計を主として維持していること。
- ⑤ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額（収入基準額）以下であること。

※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の総支給額（交通費は除く）が算定対象

世帯人数	基準額	収入基準額
1人	84,000円	基準額（左記）＋お住いの住宅の家賃額 ※ただし家賃額は、単身世帯は47,700円、 2人世帯は57,000円、3～5人世帯は 62,000円が上限
2人	130,000円	
3人	172,000円	
4人	214,000円	
5人	255,000円	



- ⑥ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（現金、預貯金等）の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

- ⑦ ハローワークに求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動等を行うこと。ただし、上記②のロ)に該当する方のうち、自営業者で経営改善の意欲があると認められる方は、ハローワークでの求職活動に代え、事業再生のための活動を行うこと。
また、支援プランが策定された場合、求職活動等に加えて、プランに記載された就労支援等を受けること。
- ⑧ 地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑨ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は

住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※貸付には審査があり、ご希望に添えない場合もあります。

生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

○生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）

貸付期間：原則3ヶ月、最長12ヶ月

○一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書（蕨市生活自立相談支援センターで交付します）
- ② 住居確保給付金申請時確認書（同上）
- ③ 本人確認書類（次のいずれかの写し）
 - ・顔写真入りの証明書（運転免許証、住民基本台帳カード、旅券《所持人記入欄があるもの》、各種福祉手帳、マイナンバーカード）※外国人の方は在留カード
 - ・顔写真入りの証明書がない場合は次の2つ以上（健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し）

※本人確認書類は蕨市の現住所の記載があるものに限る。
- ④ イ）離職・廃業した方

離職後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
（例）離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書等

※これがない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類

※疾病、負傷、育児など、やむを得ない事情で求職活動が困難であった方は、上記に加えて、当該事情に該当することを証明できる書類（詳しくはご相談ください）

ロ）やむを得ない休業等で収入が減少し、離職等と同程度の状況になった方
やむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあることを確認できる書類
（例）雇用主から休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書など
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に居住し、生計を一つにしている者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
※給与明細書、預金通帳の収入の振込の記帳ページ（Web通帳で確認の場合はその画面の写し）、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金振込通知」、その他各種福祉手帳
- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に居住し、生計を一つにしている者の金融機関の通帳等の写し（直近まですべて記帳済みのもの）
※ネット銀行、Web通帳の場合は、その明細・残高が確認できる画面の写し（プリントアウトしたもの）
- ⑦ 入居住宅関係書類
 - ・入居住宅に関する状況通知書（大家、不動産業者等に必要事項を記入してもらってください）
 - ・現在お住いの住宅の「賃貸借契約書」の写し

住居確保給付金の申請から決定まで

1. 蕨市生活自立相談支援センターに来所していただき、住居確保給付金の相談をして、申請書および申請時確認書の交付を受けてください。
2. ハローワークでの求職申し込み
 - ・ ハローワークの求職登録を行ってください。
 - ・ 求職登録はパソコン・スマートフォンからオンライン登録できます。
 - ・ オンライン登録の場合、求職者マイページの画面に表示される求職番号を申請時確認書の裏面の記入欄に記入してください。
 - ・ すでに求職登録済みの方やハローワークの窓口で求職登録した方は、発行されたハローワーク受付票に記載されている求職番号を申請時確認書の裏面の記入欄に記入してください。

【ハローワークホームページ 求職申し込み手続きのご案内】

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/member/app_entryguide.html

※自営業者で経営改善の意欲があると認められる場合は、ハローワークの登録に代えて、経営相談先において事前相談を受けて、経営相談先の名称を申請時確認書の裏面の記入欄に記入してください。

3. 住居確保給付金の支給申請
 - ・ 申請書に必要書類を添えて、蕨市生活自立相談支援センターに提出します。
 - ・ 申請書が提出されると、次の用紙を交付します。
 - ① 住居確保給付金申請書の写し（不動産業者等に提示）
 - ② 入居住宅に関する状況通知書（不動産業者等が記入）
4. 入居住宅の貸主との調整
 - ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。
5. 住居確保給付金の確認書類の提出
 - ・ 次の書類を蕨市生活自立相談支援センターに提出してください。
 - ① 入居住宅に関する状況通知書（不動産業者等記入済み）
 - ② 賃貸借契約書の写し

次ページに続く

6. 住居確保給付金の審査及び支給決定

- 申請に必要な書類がすべて提出された段階で、住居確保給付金の審査を行います。
- 審査の結果、受給資格ありの場合、次の書類を交付します。
 - ① 住居確保給付金支給決定通知書
 - ② 常用就職届（常用就職した場合に提出していただきます）
 - ③ 求職活動等に係わる報告書類（受給中に毎月提出していただきます）
- ※自営業者で経営改善の意欲があると認められる方は、②③に代わる書類を交付します。
- 審査の結果、受給資格なしの場合、「住居確保給付金不支給通知書」を交付します。

この場合、入居している住宅の不動産業者等に「住居確保給付金不支給通知書」を提示して、住居確保給付金を受給することができない旨を申し出てください。

7. 総合支援資金貸付（生活支援費）の申し込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申し込みが可能です。（ただし、社会福祉協議会による審査があります。必要書類については社会福祉協議会に確認してください。）

8. 住居確保給付金の支給開始

- 原則として、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。
- 住居確保給付金は自治体（蕨市）から不動産業者等へ直接振り込まれます。

9. 支援プランの作成及び承認

- 蕨市生活自立相談支援センターにおいて支援プランの作成を行います。

資産、収入の状況等を調査することがあります

- 住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、事業主等に対して、資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。

住居確保給付金受給中の義務

支給期間中は、下記の決められた活動を必ず行っていただきます。
なお、下記の活動を怠った場合、住居確保給付金の支給を中止します。

以下①～③の常用就職を目指した求職活動等を行うこと。

- ① 毎月4回以上、蕨市生活自立相談支援センターの支援員による面談等の支援を受けること。
- ② 毎月2回以上、ハローワークにおける職業相談を受けること。
- ③ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けること。

【自営業者で経営改善の意欲があると認められる方の場合】

- ① 毎月4回以上、蕨市生活自立相談支援センターの支援員による面談等の支援を受けること。
- ② 原則月1回以上、経営相談先で経営相談を受けること。
- ③ 経営相談先の助言のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、その計画に基づき取り組みを行うこと。

さらに、蕨市生活自立相談支援センターにより支援プランが策定された場合、求職活動等に加えて、プランに記載された就労支援等を受けてください。

詳しくは、支給決定後、蕨市生活自立相談支援センターの支援員より書面等で連絡します。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めのない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を蕨市生活自立相談支援センターへ提出してください。
- 提出した月以降、収入額を確認することができる書類を、蕨市生活自立相談支援センターに毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3ヶ月間の延長を2回まで申請することが可能です。
【要件】① 受給中に誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動等を行っていた又は事業再生のための活動を行っていたこと。
② 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること（P2の要件） など
- 住居確保給付金の受給期間の延長、再延長を希望する場合は、受給期間の最終月になったら、収入と預貯金がかかる書類を準備して、蕨市生活自立相談支援センターへご連絡ください。

支給額を変更できる場合があります

- 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し基準額以下（P1参照）に至った場合
 - ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、蕨市生活自立相談支援センターの指導により、蕨市内での転居が適当である場合
- 申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明できる書類を準備して、蕨市生活自立相談支援センターへご連絡ください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- 受給中に常用就職し、又は給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が一定額（P2の収入基準額）を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- 受給中に常用就職したこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合、又は蕨市生活自立相談支援センターによる支援に関する指示に従わない場合、支給を中止します。
- 住居を退去した者（大家からの要請の場合、蕨市生活自立相談支援センターの指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- 支給決定後、虚偽の申請等不正な受給に該当することが明らかになった場合は、

支給を中止します。

- 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護を受給した場合は支給を中止します。
- 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
 - ただし、住居確保給付金の支給が終了した後、下記の①②のいずれかに該当する場合に限り、再度支給を受けることができます。
 - ① 常用就職した後、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合
 - ② 給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、当該個人の責めに帰すべき理由又は都合によらないで収入が減少し、離職又は廃業の場合と同程度の状況になった場合
 - あらかじめ雇用期間が決まっていた、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。
 - 再支給の申請については、従前の支給が終了した後、1年を経過していることが要件となります。
- ※ただし、最後に住居確保給付金を申請した日が令和6年3月31日以前であり、上記①に該当する場合のみ、従前の支給終了後1年を経過していなくても再申請できます。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

【住居確保給付金の相談・申請窓口】

蕨市生活自立相談支援センター

場 所：蕨市錦町3丁目3番27号 蕨市総合社会福祉センター2階

電 話：048-445-1377

FAX：048-445-3101